

齋場予約システム開発業務委託仕様書

平成30年 7 月

中播北部行政事務組合

目次

1	業務目的等	1
	(1) 業務名	
	(2) 業務目的	
	(3) 契約期間	
	(4) 稼動時期	
	(5) 市川斎場の運用状況	
2	仕様書の位置付け	1
3	基本方針	2
4	本業務の概要	2
	(1) システム設計・打合せ業務	
	(2) 構築業務	
	(3) 利用方法解説業務	
5	構築業務全般における要件	3
	(1) クラウド環境構築	
	(2) ネットワーク基盤	
6	斎場予約システムの要件	4
	(1) システム	
	(2) インターネット	
	(3) 機器	
	(4) システム利用者	
7	利用方法の説明・指導要件	8
	(1) マニュアルの作成	
	(2) 本組合主催の葬祭業者向け説明会への協力	
	(3) テスト環境・利用開始前テスト	
8	保守管理・サポート業務の要件	8
	(1) 保守管理・サポート	
	(2) セキュリティ対策	
9	機密保持に係る遵守事項	9
10	その他の要件	9
11	(補足1) 市川斎場の概要	11
12	(補足2) 斎場予約システムから作成する帳票等	12

1 業務目的等

(1)業務名

齋場予約システム開発業務委託

(2)業務目的

市川齋場（以下「本齋場」という。）への齋場予約システム開発業務委託（以下「本業務」という。）は、クラウド型のインターネット予約システムを導入することにより、利用者へのサービスの向上や本齋場及び本組合構成町に関する業務効率の向上を実現させるための最適なシステムを構築することを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日から平成31年3月20日までとする。

(4)稼働時期

・平成30年9月：導入打合せ開始（予定）



- ・システム設計等
- ・構築
- ・本組合構成町・齋場職員によるテスト期間
- ・本組合主催葬祭業者への操作説明会（2回程度）
- ・料金・施設マスタ登録、初期データ登録等
- ・システム仮稼働（予約データ入力開始）

・平成31年4月1日：システム本稼働

(5)市川齋場の運用状況

別紙、補足1のとおり。

2 仕様書の位置付け

本仕様書は、中播北部行政事務組合（以下「本組合」という。）が発注する本業務を実施する者（以下「受注者」という。）が遵守しなければならない要求性能の水準等を取りまとめたものである（仕様書別紙1には必須要件、仕様書別紙2には機能評価要件を記載）。

なお、本書に示されていない部分、また、本組合が具体的仕様等を定めている部分について、受注者は操作性・経済性等を向上させる技術的な提案を行うものとする。

3 基本方針

- (1)単なるシステム構築のみを目的とせず、住民サービスの向上、業務の見直しによる事務の効率化・迅速化を図ること。
- (2)斎場予約システム開発業務委託契約の相手方に決定した者と本組合において、別途、長期継続契約により「斎場予約システム利用契約」を締結するものとする。
- (3)システム使用料を含む全ての維持管理経費については、「斎場予約システム利用契約」に含むものとし、その費用の抑制を図ること。
- (4)年度更新及びマスタメンテナンス等通常の運用に関わる操作について、本組合構成町職員が簡易な操作で設定できること。
- (5)個人情報の取り扱いに関して、関係法令・条例及びセキュリティーポリシーに基づき、適切な管理を講じること。
- (6)不正アクセスに対する対策を行うこと。
- (7)システム変更や保守等が容易で、技術革新に対応できるシステムとすること。（バージョンアップ等、OSの変更等）
- (8)次回のシステム移行等に対応できるように一般的なデータ形式で、当該システムの全データを提供すること。
- (9)故人や遺族等のプライバシーに配慮し、予約情報の漏洩、改ざん等を防ぐ手段を講じること。
- (10)機器類の故障や災害等の不測の事態に備えてバックアップ体制等を確立すること。

4 本業務の概要

本業務の対象となる業務は、次のとおりとする。

(1)システム設計・打合せ業務

- ①本組合、本組合構成町と綿密な打合せを行い、利用者に配慮したシステムとすること。
- ②プロジェクト管理を遅漏のないよう行うこと。
- ③打合せで使用する資料は、セキュリティが確保された環境・形態で提供すること。

(2)構築業務

本斎場の施設予約に係る本書に示す要求水準に沿った斎場予約システム

を構築し、各調整、料金・施設マスタ設定等を行うこと。

ただし、新システム稼働前の斎場利用の実績データの移行は行わないこと。

(3) 利用方法解説業務

- ① マニュアルの作成及びデータ納品
- ② 本組合構成町職員・斎場職員向け利用開始前テストの実施
- ③ 本組合主催の葬祭業者向け説明会への開発担当者の同席

※説明会で使用するPC・携帯端末については受注者側で用意すること。

5 構築業務全般における要件

(1) クラウド環境構築

- ① 本業務におけるシステム構成はクラウド型（システムの開発元が保有するなど信頼性の高いデータセンターに環境を構築し運用する）による提供とする。
- ② システム構成は、性能・信頼性・保守性を考慮した構成とすること。
- ③ システム稼働後に著しくレスポンス低下が発生した場合には、受注者責任により機器増設等の対策を実施すること。
- ④ データベース環境をDMZ上に構築せず、セキュリティを確保すること。
- ⑤ ウィルス対策を講じており、常に最新の状態に更新しておくこと。
- ⑥ 受注者にてドメインを取得し、維持管理を行うこと。
- ⑦ 天災（地震・火災・浸水等）・事故・故障・破壊等への対策
ア 天災その他により不測の事態が発生しても、データの消失を生じることなく、システムを円滑に復旧できる対策を有すること。
イ 障害発生時における原因の特定及びデータ・システムの復旧支援が円滑に行われ保全性が優れていること。

(2) ネットワーク基盤

- ① 斎場へのインターネット回線引込み手続き及び引込み工事費用はシステム開発費用に含めること。
- ② インターネット上での不法侵入等に対応できるファイアウォールを有すること。
- ③ 暗号化通信に関してSSL認証を実施するものとし、登録申請及びインストール作業に関しては受注者にて代行し実施するものとする。また登録申請料を負担すること。

- ④SSL認証の次年度以降の更新料は、別途契約する「斎場予約システム利用契約」で定めたシステム使用料に含めるものとする。

6 斎場予約システムの要件

(1) システム

- ①24時間365日予約受付（翌日分については16時まで）及び予約状況の確認ができるものであること。（ただし、過去の予約は表示されないこと。）
- ②葬祭業者、本組合構成町職員、斎場職員が利用可能なシステムであること。
- ③葬祭業者にかわり、本組合構成町職員、斎場職員が代行して予約の登録・変更・取消ができるものであること。
- ④葬祭業者用機能、本組合構成町職員向け機能、斎場職員用機能ともにウェブブラウザで動作するシステムであること（バージョンアップやOSの変更等に対応可能であること）。
- ⑤将来的な、火葬炉数の変更、火葬区分の追加、霊安室の追加にも対応できるものであること。
- ⑥1年間以上のデータ及びログ（ログイン・ログアウト等のアクセスログ、登録・変更・取消の作業ログ及びデータ出力等に関する履歴）を保存できるデータベース容量を確保すること。また、その他の媒体で保存したデータ及びログを毎年度、本組合に提供すること。なお、データ及びログ提供に要する費用は、無償又は別途契約する「斎場予約システム利用契約」で定めたシステム使用料に含めるものとする。
- ⑦当該システムは、利用者が下記の項目を予約時に登録できるものであること。また、本組合構成町職員が、一般的なデータ形式で出力できるものであること。
 - (ア) 火葬日時
 - (イ) 申請者の住所、氏名及び連絡先、死亡者等との続柄
 - (ウ) 喪主の氏名（申請者と異なる場合）
 - (エ) 死亡者の住所、本籍、氏名
 - (オ) 告別式会場名
 - (カ) 告別式の形式
 - (キ) 棺のサイズ(普通・大型)
 - (ク) 死亡者のペースメーカーの装着の有無

- (ケ) 死亡届を提出する役場
 - (コ) その他の項目については本組合と別途協議すること。
- ⑧予約の確認画面でシステム利用者及び本組合構成町職員が上記(ア)～(コ)の項目について確認できるものであること。
- ※葬祭業者は、自らが予約したもののみ詳細内容まで予約確認画面で確認できること（過去の予約は確認できないこと）。
- ⑨当該システムでは、本組合構成町職員が葬祭業者に関する下記項目について、登録・確認できるものであること。
- (ア) 葬祭業者名
 - (イ) 支店名又は営業所名
 - (ウ) 葬祭業代表者名
 - (エ) 葬祭業者所在地
 - (オ) 電話番号・FAX番号
 - (カ) 葬祭業者PCメールアドレス
 - (キ) 葬祭業者担当者
 - (ク) 葬祭業者担当者携帯番号
 - (ケ) 葬祭業者担当者（携帯）メールアドレス
- ⑩大型炉での火葬の管理（1日1件まで、全ての時間帯で受入れ）ができること。
- ⑪大型炉は、大型炉としての予約（稼働）以外は、普通炉として予約（稼働）できること。（システムとして、予約時に炉番号の管理をおこなわない）。
- ⑫大人・子どもの火葬予約では、生年月日による年齢の自動計算ができること。
- ⑬予約は本組合構成町職員及び斎場職員が必要に応じて取消することができること。
- ⑭補足2の内容の帳票を容易に作成・印刷することができる（本組合構成町職員及び斎場職員）こと。また、システムから一般的なデータ形式で出力できること（本組合構成町職員）。
- ⑮各種帳票等に火葬した炉番号を表示できる（手入力等）こと。
- ⑯一般的な異体字に対応すること。
- ⑰斎場からのお知らせ内容を表示できること（修繕による利用制限等の周知）。

- ⑱予約画面に、斎場における使用上の注意事項や斎場の電話番号が表示できること。
 - ⑲予約時に予約毎の使用料金が表示されること。
 - ⑳申請番号を自動で付番し管理できること。
 - ㉑パスワード設定時に使用できるよう、パスワード乱数（1,000件）表を作成し、納品すること。
- (2) インターネット
- ①インターネットに接続できる環境があり、システムに登録しているものであれば、パソコン、スマートフォン、タブレット端末でサービス利用が可能であること。
 - ②特定のソフトを必要としないウェブブラウザ「Internet Explorer11.0以上」、「Google Chrome」、「FireFox」、「Apple Safari」等で正常動作し、バージョンアップやOSの変更等にも対応可能であること。
 - ③専用回線を使用しない、或いは、専用回線を使用する場合、本組合に一切の費用負担が生じないこと。
 - ④パソコン・スマートフォン・タブレット端末で仕様書6 斎場予約システムの要件－(1)システム－⑦の内容の内、入力を必須とする項目を入力することにより、予約申込みが完了できること。
 - ⑤予約完了時に葬祭業者が受付完了を容易に確認でき、斎場等へ電話等での確認をする必要がないこと。（葬祭業者及び本組合構成町の指定するメールアドレスに予約入力が完了した旨を通知するメールを自動送信できること。）
 - ⑥死産児や人体の一部についても同一のシステムで予約管理ができること。
 - ⑦式典ホール、霊安室についても同一のシステムで予約管理ができること。
 - ⑧葬祭業者が自らのパスワードを変えられるようにするなど、セキュリティの向上を図ること。
 - ⑨予約の順は、予約枠時間を選択した順とする制限を設けること。また、予約申込みが一定時間内に完了されない場合は、指定時間経過後に制限が解除されること。
 - ⑩予約の取消しがあった場合、履歴を本組合構成町職員が容易に確認でき統計等を取れるようにすること。

(3) 機器

本システムの主要環境(サーバーやデータベース環境)の設置場所は、日本国内のデータセンターとし、安定的にサービスを提供できる機器の構成とすること。

(4)システム利用者

本システムの利用者は下記の3種別を設け、ログインする際、IDとパスワードによる認証を行うこと。また、パスワードは画面上読み取りされないようにすること(テスト環境から対応すること)。

①葬祭業者

※ 葬祭業者は、業者単位又は担当者(個人)単位のいずれの登録でも可とする。ただし、業者単位での登録の場合は、予約時に担当者を選択できるようにすること。

※ 登録できる担当者は最大10人までとすること。

②斎場職員

③本組合構成町職員

種別毎の操作権限は下記のとおりとすること。

項目	葬祭業者	斎場職員	町職員
パスワードの変更	○	○	○
大人・子どもの予約・変更・登録・取消	○ ※1	○	○
汚物・焼骨・その他の予約・変更・取消	× ※2	○	○
予約状況の確認一覧	○ ※3	○	○
帳票等の作成・印刷	×	○	○
予約管理データの出力※4	×	×	○
会員登録	×	×	○
斎場からの連絡事項の入力	×	×	○
条例等既定のリンク設定	×	×	○
各種設定※5	×	×	○

※1 火葬日の前日16時以降は不可(NTP等の仕組により日本標準時刻と同期していること)。

※2 死産児、人体の一部、改葬許可に伴う火葬は葬祭業者による予約は不可とする。(葬祭業者が葬儀の執行を行う場合を除く。)

※3 当該葬祭業者が予約したものに限り可

※4 一般的なデータ形式での出力とし、本組合構成町職員のみ出力可能とする

こと。

- ※5 (1) 年度更新、休場日、臨時休場日、使用料金、帳票等の設定変更（設定の変更内容は遡って適用されないこと）。
- (2) 火葬炉の修繕等による受入件数の制限を設定できること。

7 利用方法の説明・指導要件

(1) マニュアルの作成

操作方法が明記された操作マニュアルを①本組合構成町職員②斎場職員③葬祭業者の各対象ごとにデータ（Word、Excel、PDF等特別な読み取りソフトを必要としない形式）及び紙媒体で納品すること。

(2) 本組合主催の葬祭業者向け説明会への協力

葬祭業者向け説明会（2回程度実施予定）に開発担当者が同席すること。

(3) テスト環境・利用開始前テスト

本組合構成町職員・斎場職員向けにテスト期間を設け下記のような環境を用意すること。

- ① 本組合構成町職員・斎場職員向けにテスト期間を設け、テスト環境にてテストを行えること。
- ② 本番環境を用いたシステム仮稼働を実施し、葬祭業者・斎場職員・本組合構成町職員が利用できる期間を設けること。

8 保守管理・サポート業務の要件

次の保守管理業務を別途、長期継続契約する「斎場施設予約システム利用契約」において行うこと。

(1) 保守管理・サポート

① 監視・バックアップ

システムを常時正常な状態で稼働させるために、システム稼働監視を行うこと。また、データのバックアップ等は、必要な周期にて適宜実施すること。

② 問い合わせ対応

システムの問い合わせ対応窓口を用意すること。

③ システム障害対応

システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること。

(2)セキュリティ対策

情報漏えい等が発生しないよう、データセンターにおける入退室及び操作権限の適切な管理などを行うこと。

9 機密保持に係る遵守事項

- (1)本組合構成町の「個人情報保護条例」及び「個人情報保護条例施行規則」に則り、構築業務を行うこと。
- (2)受注者及びその作業者は、本業務に関して知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。上記内容は本業務終了後も同様とする。
- (3)受注者及びその作業者は、本業務に関わる全ての個人情報の保管・管理について本組合個人情報保護条例などの本組合における個人情報の管理規定に従うこと。また、当該データの漏洩、消滅、棄損等の事故発生を防止すること。
- (4)受注者は、本組合及び本組合構成町が保有する情報媒体を本業務の目的外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (5)受注者は、事故が生じたときは、直ちに本組合に対して報告するとともに、遅滞なくその状況を本組合に通知し、本組合の指示に従いその解決に努めなければならない。

10 その他の要件

(1)進捗状況報告に関する要件

受注者は、経過や進捗状況等について、本組合から請求があった場合は、速やかに報告すること。

(2)議事録の作成及び提出に関する要件

進捗状況報告及び打合せ会議等を実施した際は、受注者が議事録を作成し提出すること。

(3)付随する事務等

受注者は、本業務を遂行するために必要な事務手続き等を発注者の指示を受け代行するものとする。

(4)技術協力等

本組合へ提供されたデータ及びログに関する問い合わせ・調査等について受注者が技術協力を行うこと。

(5)瑕疵担保責任

納入成果物の瑕疵担保期間は、本稼働後1年以上とすること。

(6) 著作権

- ①受注者が本業務の対象として本組合に提供するコンピュータプログラムの著作権・商標・特許権その他の知的財産権のすべては、受注者に帰属する。
- ②本組合は対価を受注者に支払うことにより本システムを利用する権利を取得するものとする。

(補足1) 市川斎場の概要

1 休館日

1月1日・2日・3日

2 炉数

人体炉3炉(内、1炉は大型炉)及び、動物炉1炉(予約システム対象外)

3 斎場の年間予約件数

357件(平成29年度実績)

4 受入れ時間等

「10:00」「11:00」「12:00」「13:00」「14:00」

※1日最大3体受入可

※大型炉は、最大1日1回のみ上記時間帯のいずれかで受入れ。

(大型炉として稼動しないときは普通炉として稼動可)

5 設備

1) 式典ホール(家族控室含む)

2) 霊安室

3) 待合室(予約等必要なし)

6 料金の区分

1) 大人(10歳以上)・子供(妊娠4ヶ月の胎児以上)

2) 汚物・焼骨・その他

3) 小動物(20kg未満・20kg以上)

4) 霊安室

5) 通夜でのホール等の使用

6) 告別式でのホール等の使用

※1)～6)について、「構成町内」・「構成町外」の料金区分あり

7 予約方法

① 火葬等使用者が本組合構成町の役場に電話や来庁により使用希望時間を連絡する。

② 役場から斎場へ電話により空き状況を確認し、空いている希望時間で予約を入れる。

③ 役場から申請者に予約ができた旨を電話で連絡する。

※ 使用希望時間に空きがない場合、再度、使用者に希望時間を確認し②～③

の連絡を行う。

(補足2) 斎場予約システムから作成する帳票等

- 1 火葬場使用許可書
- 2 斎場使用状況集計表
(本組合構成町別の使用件数を集計)
- 3 斎場使用料月報
- 4 斎場使用料年報